

令和2年6月16日

不動産関係団体の長 殿

(公社) 山梨県宅地建物取引業協会  
(公社) 全日本不動産協会山梨県本部  
(公財) 日本賃貸住宅管理協会山梨県支部  
(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会山梨県支部

山梨県知事 長崎 幸太郎  
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく  
協力要請の改訂について (通知)

日頃より、県政の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、6月1日から6月18日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請しているところですが、皆様には、御理解と御協力をいただき、改めて感謝申し上げます。

しかし、この期間においても、断続的に感染経路不明の感染者が発生していることから、継続して警戒が必要と判断し、別添のとおり改訂した上で、6月19日から7月9日までを実施期間として、感染拡大防止への協力要請を継続することといたしましたので、お知らせいたします。

引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、貴職並びに貴団体の構成員の皆様におかれましては、感染症防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

県土整備部  
建築住宅課企画担当  
TEL : 055-223-1730